

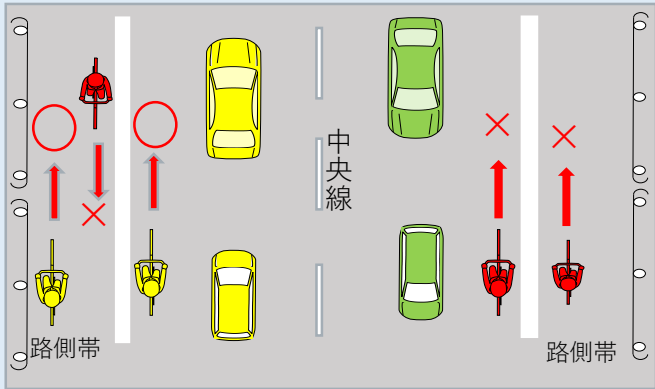
車道での通行ルール

自転車は車道通行が原則、歩道は例外！

自転車の通行方法は特別な場合を除き自動車と同じです。
車道の左側の端を通行しましょう。

路側帯通行

軽車両（自転車）は、
道路左側部分の路側帯を通行できる。



ただし、路側帯を歩いている歩行者の通行を妨げてはいけません

普通自転車専用通行帯



上のように、普通自転車専用通行帯や自転車道がある場合は、そこを通行しなければなりません。

自転車道



信号交差点の通行方法！

通常の信号交差点の場合

歩道を走行している場合は歩行者用信号に従い横断歩道を通行！

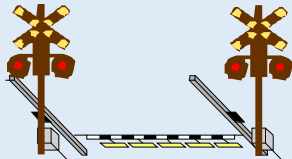


車道を走行している場合は車両用信号に従い車道を通行！

自転車横断帯がある場合！



歩行者自転車専用信号に従い自転車横断帯を通行！

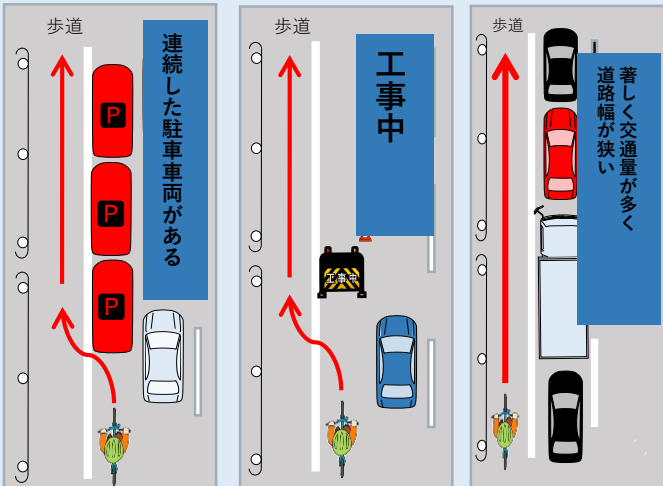


一時停止標識が設置されている交差点や踏切では必ず一時停止して安全確認をしてから進行しましょう。

歩道での通行ルール

車道通行の例外！ 歩道通行ができる場合

- ① 歩道通行可の標識がある場合
- ② 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者
- ③ 内閣府令で定める身体障害者
- ④ 車道が工事中や駐車車両などがあり、やむを得ないと認められる場合



歩道における通行方法

普通自転車通行部分の指定がある場合



- 自転車は、その指定された部分を通行する！部分内は、左側通行！
- 歩行者は、できる限りこの部分を避けて通行する。

普通自転車通行部分の指定がない場合

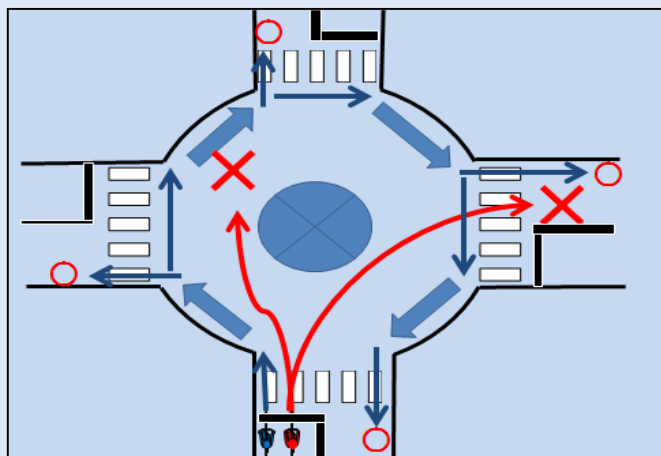


- 自転車は、その歩道の車道寄りを通行する！すれ違う時は、左側通行！

しかし、歩道はあくまで歩行者優先です。歩道を通行する際は、歩行者の通行を妨害してはいけません。

歩道を通行する時は安全な速度と方法で通行しましょう！！

環状交差点の通行方法



その他のルール

- ① 交差点での一時停止
- ② 赤点滅信号も一時停止
- ③ 見通しの悪い交差点での徐行義務
- ④ 駐停車違反の適用
- ⑤ 無灯火、制動装置不良
- ⑥ 並進走行
- ⑦ 飲酒運転



宮城県道路交通規則

- ① 規則に定められた場合を除き二人乗りの禁止
- ② 傘さし運転、携帯電話の使用等の禁止
- ③ ヘッドホン、イヤホンの使用により安全に必要な音が聞こえない状態での運転禁止

自転車損害賠償責任保険の加入

仙台市自転車の安全利用に関する条例

仙台市では、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」が平成31年1月1日から施行され、同年4月1日から、**自転車損害賠償責任保険への加入が義務化**されました。

過去には、高齢者に衝突した自転車運転者に対し、**約9,400万円の賠償命令が下った事例**もあります。万一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう！

公道を走行できない自転車

ブレーキが両輪に付いていない自転車は×
※片輪だけではダメ！

- ピスト自転車
- BMXタイプ
- ビーチサイクル
- コースターブレーキ車タイプ
- 一輪車など



ヘルメットの確実な着装

ヘルメットは事故の衝撃からあなたを守ります。自転車に乗るときはヘルメットを被りましょう。



自転車運転者講習

自転車運転中に、信号無視や交通事故等を繰り返し起こした運転者に対し、『自転車運転者講習』の受講が義務づけされます。

夜間はライト点灯！



夜間に自転車に乗る際は、必ずライトを点灯させましょう。ライトは、前方を照らすだけでなく自分の存在を示す重要な装備です。また自転車の後部には、反射材を装着しましょう。